

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案概要

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の期間を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する。
- ② 緊急事態宣言の対象地域の都道府県知事等の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する飲食店等に関して、大規模事業主が行う休業等に関する特例措置※について、緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで行うこととする。  
※助成率：4／5（解雇等を行っていない場合：10/10）
- ③ 令和 3 年 1 月 8 日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの期間において、業況が特に悪化している大規模事業主が行う休業等について、助成率を 4／5（解雇等を行っていない場合には 10／10）とする。

### 3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

### 4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 2 月上旬

施行期日：公布の日から施行し、上記②及び③については、令和 3 年 1 月 8 日以降に開始した休業等について適用する。